

# 第1章 計画的な環境施策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」等に基づき、規制・指導や環境影響評価、環境教育・環境学習等の各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

## 1 環境基本条例等の施行

### ■ 環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指して、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

### ■ 循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、不適正処理を撲滅することにより大阪をきれいな環境都市にするため、同条例を制定しました。

### ■ 生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月）

公害を防止し、府民の生活環境を守る同条例について、土壌汚染による健康影響を防止するため、平成15年3月に改正しました。

### ■ 自然環境保全条例（昭和48年3月）

自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保を推進しました。

### ■ 景観条例（平成10年10月）

「美しい世界都市大阪」の実現に向け、広域的な観点から景観形成を推進すべき地域として、大阪中央環状線など5道路軸を景観形成地域に指定し、届出制度に基づく指導等を行いました。

### ■ 文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や開発地における文化財を保護するため、その指導を行いました。

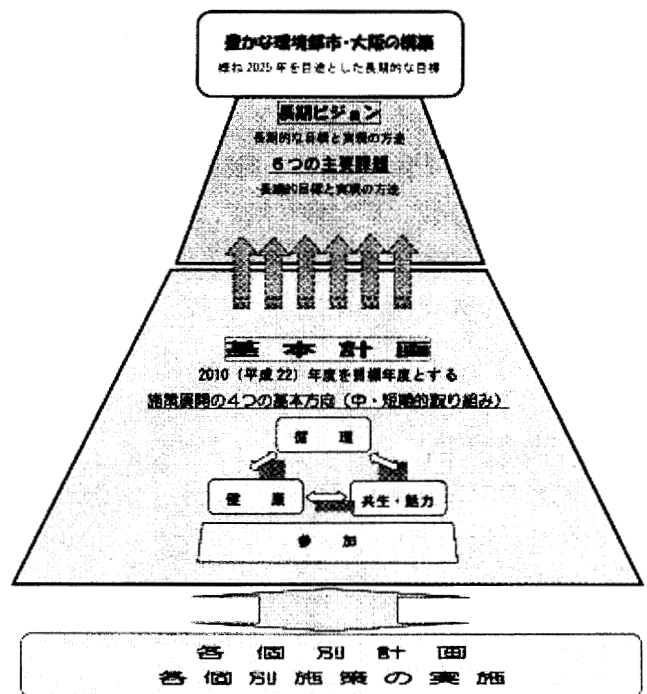
### ■ 環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、環境影響評価準備書等について厳正に審査しました。

## 2 環境総合計画の推進

平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成14年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しました。

図-1 大阪21世紀の環境総合計画における長期的な目標と実現の方途



## 3 各種計画との連携

### ■ 大阪地域公害防止計画の策定・推進

平成15年2月に第7次「大阪地域公害防止計画」を策定し、諸施策を推進しました。

### ■ みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現するため諸施策を推進しました。